

見附市告示第49号

見附市ウエルネスタウンみつけ住宅建設推進補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和7年3月31日

見附市長 稲田 亮

見附市ウエルネスタウンみつけ住宅建設推進補助金交付要綱の一部を改正する要綱

見附市ウエルネスタウンみつけ住宅建設推進補助金交付要綱（令和2年見附市告示第33号）の一部を次のように改正する。

第2条第6号中「市区町村民税」を「市区町村税」に改める。

第3条中「住宅の新築に要した費用の額と150万円」を「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額と住宅の新築に要した費用の額」に改め、同条に次の各号を加える。

(1) 250万円

(2) 70坪以上の区画については前号の額に加え1坪あたり10万円（1坪未満の端数切捨て）を加算した額

第4条第1項第1号中「市区町村民税」を「市区町村税」に改め、「納税証明書」の次に「（申請者が1月1日時点で見附市の住民基本台帳に登録されていない者に限る。）」を加える。

様式第1号中

「氏名」を

「氏名

（自署の場合、押印不要）」に改め、

「申請します。」の次に「また、申請内容確認のため、納税状況について見附市が調査することに同意します。」を加え、「市区町村民税」を「市区町村税」に改める。

様式第1号別紙、様式第3号及び同号別紙2中

「氏名」を

「氏名

(自署の場合、押印不要)」に改める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。